

南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人と動物が住みやすい環境及び社会をつくることを目的とし、猫に生殖を不能とする手術を受けさせる場合において予算の範囲内で補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (2) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (3) 飼い主のいない猫 村内に生息する飼い主がいない猫又は飼い主が不明な猫をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 村内に住居する個人又は村内で活動する団体の代表者であって、飼い主のいない猫に繁殖制限手術を受けさせる者
 - (2) 不適正な飼養原因により複数の猫が自己の管理下にあり、村長が多頭飼養を行っていることを認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、村税等を滞納している者、営利を目的として猫を飼養している者は補助の交付対象としないものとする。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りではない。

(補助金の額等)

第4条 避妊手術及び去勢手術の補助金額は、1匹につき3,000円とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者に係る納付金滞納確同意書（様式第2号）
- (2) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、その結果を南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（補助金の中止又は変更）

第7条 申請者が、申請を中止し、又は申請の内容を変更しようとするときは、南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金変更・中止申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、提出を省略できる。

2 村長は、前項の申請書の提出を受理したときはこれを審査し、その結果について、南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（実績報告書の提出）

第8条 申請者は、当該繁殖制限手術を完了したときは、南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の3月31日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等支払を証する書類の写し
- (2) 村長が必要と認める書類
（完了の確認及び通知）

第9条 村長は、実績報告書を受理したときは、これを審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、南箕輪村猫繁殖制

限手術費補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（交付請求）

第10条 申請者は、前条の通知書を受けたときは、速やかに村長に南箕輪村猫繁殖制限手術費補助金交付請求書（様式第8号）により補助金の請求をしなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） その他村長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

（遵守事項）

第12条 飼い主のいない猫に係る補助金の申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫のうち、譲渡可能なものについては終生屋内飼養をする者へ譲渡するよう努めること。
- （2） 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫を当該手術前の生息場所に戻す場合は、トイレの設置、餌の適正な管理等周辺環境の保全を図るとともに近隣住民の理解を得るよう努めること。
- （3） 繁殖制限手術後の飼い主のいない猫が、当該手術済であることを識別できるよう耳カット等の措置を講ずること。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。